

公民館の運用改善の取り組み等について
（案）

目 次

1 生涯学習推進計画に基づく施策の推進について	1
2 公民館の運用改善の取り組み内容について	2
(1) 利用要件の緩和	2
(2) 利便性の向上	3
(3) 利用時間帯の見直し	4
(4) 運営管理方法の見直し	6
3 公民館における企画・運営の見直しについて	7
(1) 公民館地域学習推進委員会の活動内容の見直し	7
(2) 公民館の定期使用方法の見直し	7
4 今後のスケジュール	9

1 生涯学習推進計画に基づく施策の推進について

市では令和3年に策定した「西宮市生涯学習推進計画（令和3～12年度）」（以下「推進計画」という。）に基づき、学びを通じた持続可能な共生のまちづくりの推進に取り組んでいます。推進計画においては、施策の方向として、「生涯学習関連施設の充実」や「生涯学習による豊かな地域づくりの推進」などを掲げた上で、

- ・ 地域の拠点としての生涯学習関連施設の運営：地域住民の居場所や交流の場としても機能し、地域の拠点としての役割を担えるよう、整備・運用のあり方を検討する。
- ・ 施設の複合化の推進：生涯学習関連施設の機能面での複合化を推進し、効果的な住民サービスと学習支援が行える施設にする。

などに取り組むこととしています。

特に公民館においては、学習活動を通じて地域と行政が共に地域課題を解決することができる地域づくりの拠点として、機能を再構築することを目指しています。しかし、現在は利用者の固定化や若年世代・現役世代の参加が少ないといった課題を抱えており、より幅広い世代かつ多くの方や団体等に利用される施設となるための取り組みが必要となります。

上記を踏まえ、今後、産業文化局所管の公民館、図書館、ホール等や男女共同参画センター（以下「ウェーブ」という。）の複合施設の管理運営部門に指定管理者制度の導入を進めるとともに、その推進のため、貸室基準の見直しなどの諸課題の整理検討を行い、公民館の運用改善として下記事項に順次取り組むほか、公民館における企画・運営についても見直しを行い、生涯学習の推進を図っていきます。

- （1）利用要件の緩和
- （2）利便性の向上
- （3）利用時間帯の見直し
- （4）運営管理方法の見直し

2 公民館の運用改善の取り組み内容について

市民の多様なニーズに応えるため、推進計画に基づき公民館の運用改善を図ります。

また、財政構造改善の取組としても、「生涯学習・社会教育・文化等施策の一体的運用」を挙げており、各施策を効率的に推進するため、施設の管理運営（ハード）と事業（ソフト）を分離すること、各事業に関連する施設を一体的に管理し、施設の集約化や施設管理運営の効率化を目指すこととしています。

(1) 利用要件の緩和

公民館は、社会教育法に基づき設置・運営されています。（以下、抜粋。）

<p>(参考) 社会教育法 第5章 公民館 第23条 (公民館の運営方針) 公民館は、次の行為を行ってはならない。 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。</p>

これまで公民館は、社会教育法に定められた運営方針に基づいて運用してきたため、利用者の多様なニーズに応えづらい状況にありましたが、法令の解釈について、近年、文部科学省から新たな通知が発せられ、公民館を多用途に活用することが可能になっています。

このことから、利用者ニーズに応えるため、社会教育法と文部科学省通知の範囲内で利用要件の緩和を進めます。

ア 営利目的利用の緩和

民間企業の利用を可能な範囲で広く認めます。

(例) 入社試験、入社式、求人説明会、面接、経営会議、販売促進会議、株主総会

イ 政治目的利用の緩和

政治団体等の利用を可能な範囲で広く認めます。

(例) 政治団体・後援会の内部事務、打ち合わせ会議など

ウ 宗教目的利用の緩和

宗教団体が実施する式典・儀式以外について可能な範囲で認めます。

(例) 宗教団体の学習会、宗教団体の合唱練習など

エ 飲食目的の利用緩和

使用後の清掃やゴミの持ち帰りの徹底により、飲食を主目的とした利用を認めます。

(例) 地域の懇親会、企業のランチ・ミーティング

オ 臨時休館基準の見直し

台風等接近時において、施設に損壊のおそれがなく、職員の通勤手段が確保できる場合などにおいては、利用者の意向も確認しながら可能な範囲で開館します。

上記ア～オについて、準備が整い次第、できる限りすみやかに要件を緩和する予定です。

なお、実施にあたっては、中央公民館のほか地区公民館やウェブと、緩和内容や実施時期等詳細を調整します。

カ 越木岩公民館の公民館条例適用廃止 【条例改正対象】

現在、建替えのため閉館している越木岩公民館については、耐震化を機に、施設の利用に関して自由度の高い複合施設としての整備に向け検討を重ねてきました。

建替え後は、社会教育法や公民館条例が適用されない新たな地域づくりの拠点施設として、新たに条例を制定する予定です。

(2) 利便性の向上

ア 特定目的室へのインターネット予約導入

現在、特定目的以外の使用は、2週間前までは予約ができなかった特定目的室（調理実習室・工芸室・茶室）について、令和6年11月から他の集会室と同様にインターネットから申込できるように変更しました。

利用者の利便性向上と稼働率の向上を図るのが目的です。

特定目的室の稼働率

年度	全室平均	(調理) 実習室	工芸室	(中央) 茶室
R4	32.9%	8.3%	21.9%	10.6%
R5	33.9%	9.1%	23.0%	11.2%

イ 中央公民館及びウェブの自動抽選システム導入

現在、中央公民館・ウェブでは、先行予約のために、毎月初日に来館していただく必要があり、また、手続きのために長時間お待ちいただいている状況です。

中央公民館・ウェブ利用者に来館いただく前に先行予約手続きできるよう、インターネットによる自動抽選システムを、令和7年2月から導入予定です。

なお、効果等を検証のうえ、地区公民館への導入も検討します。

※ 令和4年度よりウェブの使用許可及び使用料の徴収業務は、中央公民館の窓口で担っています。

ウ 保守点検日の設定検討

現在、公民館では、予め決まった保守点検日を設定していないため、修繕や保守点検が必要になった際、臨時休館することがあります。

供用開始から 30 年以上経過する公民館が過半数を占めるなど、老朽化が進んでいるため、突然の臨時休館により利用者サービスの低下を招くことがないよう、毎月 1 日程度の保守点検日の設定を検討します。

(参考)本市貸館の保守点検日・休館日の例

施設名	保守点検日 休館日
市民会館・フレンテホール・プレラホール	毎週火曜日
甲東ホール・山口ホール	毎週月曜日
北口ギャラリー・市民ギャラリー	毎週月曜日
中央体育館 体育室	毎月最終月曜日
中央体育館 格技室	毎月第1金曜日
勤労福祉センター	毎月第2水曜日

エ キャッシュレス決済の導入

現在、公民館ではキャッシュレス決済を導入していませんが、令和 7 年度中に、キャッシュレス決済（PayPay 払い）を中央公民館・ウェブに導入して、利用者の利便性向上を図ります。

(3) 利用時間帯の見直し

【条例改正対象】

ア 現状と課題

現在、中央公民館及びすべての地区公民館、ウェブの開館時間は、9 時 00 分～22 時 00 分です。

しかしながら、地区公民館によっては、最も遅い利用時間帯（第 8 区分・20：30～22：00）の稼働率が低迷しています。

イ 対応方針

変更前 (現状)	変更後	変更なし(現状どおり)
	第8区分 稼働率15%未満	第8区分 稼働率15%以上
1 9:00-10:30	1 9:00-10:30	1 9:00-10:30
2 10:30-12:00	2 10:30-12:00	2 10:30-12:00
3 12:30-14:00	3 12:30-14:00	3 12:30-14:00
4 14:00-15:30	4 14:00-15:30	4 14:00-15:30
5 15:30-17:00	5 15:30-17:00	5 15:30-17:00
6 17:30-19:00	6 17:30-19:00	6 17:30-19:00
7 19:00-20:30	7 19:00-20:30	7 19:00-20:30
8 20:30-22:00	- 閉館	8 20:30-22:00
開館 9:00～22:00	開館 9:00～20:30	開館 9:00～22:00

上述の課題に対応するため、最終第 8 区分の稼働率が 15%未満の地区公民館については、第 7 区分を最終利用区分として、閉館時刻を 20 時 30 分に変更します。

なお、第8区分の稼働率が15%未満の地区公民館であっても、近隣に利用可能な公民館がない場合は、22時00分まで開館します。

現状、第8区分の稼働率が15%未満の公民館（全24館）は、令和4年度：13館、令和5年度：12館です。

(参考)第8区分の稼働状況 (単位:館)

稼働率 年度	稼働率 5~10%	稼働率 10~15%	稼働率 15~20%	稼働率 20%以上
R4	7	6	6	5
R5	8	4	6	6

全24館には、越木岩公民館・若竹公民館含む。

ウ 残る課題と利用時間帯の目標

現状の使用区分には、12:00~12:30と17:00~17:30まで、30分間のインターバル時間が設定されており、利用者が使用できない時間帯があり、施設が有効活用できていません。

この30分間のインターバル時間については、使用料の設定がなく、第2区分から第3区分、第5区分から第6区分のように連続使用する場合のみ、使用できるようになっており、利用時間に不公平が生じており、解消が必要です。

今後、施設予約システムのリニューアル等の機会に、公平性の観点から、インターバル時間なしの9:00~21:00を開館時間にするのを、今後の目標とします。

なお、新たな使用区分については、建替え予定の(仮称)越木岩センターから先行して採用予定です。

将来目標 1.5h× 新 8区分	
1	9:00-10:30
2	10:30-12:00
3	12:00-13:30
4	13:30-15:00
5	15:00-16:30
6	16:30-18:00
7	18:00-19:30
8	19:30- 21:00
開館	9:00~ 21:00

最終第8区分の一部閉館は、先行予約等の関係から令和8年9月1日から導入する予定です。

(参考)公民館の夜間区分稼働率

年度	区分	全区分 平均	第6区分 17:30- 19:00	第7区分 19:00- 20:30	第8区分 20:30- 22:00
	R4全室平均	32.9%	25.9%	25.2%	16.1%
	R5全室平均	38.7%	27.3%	25.6%	15.8%
	講堂	59.0%	60.2%	58.6%	32.6%
	第1集会室	36.0%	31.3%	25.7%	17.1%
	第2集会室	38.9%	33.2%	28.8%	17.9%
	第3集会室	38.1%	29.4%	26.4%	18.6%
	和室	25.3%	12.3%	14.2%	7.0%
	(調理)実習室	9.1%	3.6%	3.3%	2.8%
	工芸室	23.0%	10.2%	10.4%	9.0%

(4) 運営管理方法の見直し

ア 公民館の運営管理方法 【条例改正対象】

現在、公民館（中央を除く）に、会計年度任用職員 A を 2 名ずつ配置して、運営しています。

しかしながら、人手不足と職員の高齢化により直営での運営が困難になりつつあり、この状況は定年延長制度が完成する令和 14(2032)年度まで続くことが見込まれており、運営管理方法の見直しが急務です。

(参考) 地区公民館 21 館に配置している 42 名の職員のうち、66 歳以上の職員が 17 名・40% (R6.12.1 現在) を占めています。

公民館の安定的な運用を図るため、指定管理者制度の導入が必要であると考えています。庁内調整後、令和 8 年 4 月 1 日から中央公民館をはじめとした一部の公民館とウェブで、窓口業務・貸館業務に関して先行して導入する予定です。

イ 併設図書館の運営管理方法

スケールメリットを生かすため、公民館と図書館が同一施設内に立地する場合、図書館運営についても、公民館と合わせて一体的に指定管理者制度を導入する予定です。

なお、公民館に併設されている図書館については、現在も窓口業務等を民間委託しています。

ウ 公民館併設駐車場の運営管理方法

駐車可能台数が比較的多く、公民館利用者以外の駐車が目立つなど管理に課題がある公民館併設の駐車場について、運営管理の適正化を図るため、採算性などを考慮し有料化について検討します。

3 公民館における企画・運営の見直しについて

生涯学習推進計画においては、前段の生涯学習関連施設の充実に取り組むと同時に、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの循環の促進を目指した事業展開を行うこととしています。

しかし、地域活動の担い手不足・高齢化、利用者の固定化などの課題があり、公民館における継続的な学びや活動のあり方についても、企画・運営の見直しが必要となっています。

このため、公民館地域学習推進委員会の活動内容や公民館の定期使用方法について見直しを行い、生涯学習のさらなる推進を図っていきます。

(1) 公民館地域学習推進委員会の活動内容の見直し

公民館地域学習推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、市内の全ての公民館に設置しており、地域団体等の代表で構成される「公民館運営協議会」（以下「運営協議会」という。）で選考された地域住民が、年間15回程度の様々な講座等を企画運営しています。

しかし、近年は、地域団体等から推進員の推薦や公募への応募がなく欠員が生じる傾向にあります。このため、現在、各運営協議会で選考中の令和7年度から2年間の任期中で活動していただく次期推進員が一定数（4名）以下となる場合は、活動を縮小・休止せざるを得ないと考えています。

このようなことから、活動が縮小・休止する公民館につきましては、推進員の選考を継続するとともに、既存の地域学習推進課主催の講座等を実施することにより、当該地域における生涯学習の機会の確保に努めます。

各年度末現在(単位:人)

年度	定員	推進員数	欠員数	欠員館数
R3	168	161	7	5
R4	168	159	9	7
R5	168	162	6	6

(2) 公民館の定期使用方法の見直し

公民館における生涯学習活動により、知識・技術の習得を目指すのみではなく、その活動を通して仲間づくりを行い、習得した知識・技術を広く地域社会に還元していただくため、一般グループのうち一定の要件を満たしたグループを「定期使用グループ」として登録し、先行予約を2年間にわたり認めるなど、活動を支援しているところです。

また、「定期使用グループ」で構成する「公民館グループ協議会」（以下「グループ協議会」という。）を全ての公民館に設置して学習成果の発表や地域活動等に取組んでいま

す。

しかしながら、近年は会員の減少や高齢化などの理由からグループ活動の維持及びグループ協議会活動への参加が難しくなり、一般グループへの移行や活動を休止するなど、登録グループ数・登録人数とも減少傾向にあります。

このような状況を踏まえ、これまで公民館を利用されていなかった方々が、新たな利用者として活動していただけるよう、令和7年9月の次期登録分から2年間の先行予約期間を1年間に短縮し、登録要件等についても、見直す方向で検討します。

なお、定期使用を希望する自治会・地域団体等が登録している「定期使用団体」についても、新たな団体・グループに公民館を活用していただくため、先行予約期間を2年間から1年間に短縮します。

年度	定期使用グループ		定期使用団体
	グループ数	人数(人)	団体数
R3	502	7,526	225
R4	481	6,956	218
R5	463	6,672	212

<主な登録要件>

- ・ 5人以上で構成していること。(市内在住・在勤・在学者が半数以上)
- ・ 代表者が成人であり、かつ市内在住者であること。
- ・ 代表者・会員が指導者・助手ではないこと。
- ・ 会費が1か月あたり5,000円以下であること。
- ・ 会員の総意で運営されていること。(総会等を開催・会計報告)
- ・ 指定する期間中に連続して3箇月以上の定期的な活動実績があること。
- ・ 登録グループは、グループ協議会へ加入すること。

4 今後のスケジュール

今後、公民館の運用改善の取り組み等については、おおむね以下のスケジュールを進めてまいります。

なお、取り組み内容の詳細に関しては、適時に利用者の意見を聴取し、精査したうえで、令和7年3月議会にて条例改正議案を上程する予定です。

公民館運用改善の取り組み導入スケジュール（予定）

令和6年度	
11月～	・（全公民館）特定目的室へのインターネット予約導入
12月	・【市議会】所管事務報告
2月～	・（中央公民館・ウェブ）自動抽選システム導入
3月	・【市議会】関係条例改正議案 公民館条例・図書館条例・男女共同参画センター条例改正
令和7年度	
上半期	・（全公民館）保守点検日（毎月1日程度）検討 ・指定候補者選定
下半期	・【市議会】指定管理者指定議案 ・（中央公民館・ウェブ）キャッシュレス決済導入
令和8年度	
上半期	・（中央公民館・ウェブ等）指定管理者制度導入 ・（一部の公民館）第8区分の一部閉館
令和9年度以降	・（一部の公民館）指定管理者制度の導入拡大検討

これらの取り組みを進めることで、幅広い年齢層の市民、多様なニーズ、公用利用など多用途で利用可能な生涯学習施設として公民館を運営管理していきます。

以上